

## 退職後の健康保険について

退職した翌日（資格喪失日）から今までの健康保険は使えなくなりますので、必ずいずれかの健康保険に加入してください

	キューピー・アヲハタ健康保険組合 任意継続被保険者	国民健康保険	ご家族の扶養に入る (被扶養者になる)
特徴	保険料を全額負担することで、キューピー・アヲハタ健康保健組合に引き続き加入する（在職中は会社が約半分を負担） ※保険料を納付期日までに納付しないと自動的に資格がなくなります	住民票登録をしている自治体で加入する	扶養認定の条件、収入制限あり
加入条件	資格喪失日の前日までに、被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること	他の健康保険に加入していないこと	①被保険者と三親等内の親族であり、 続柄により被保険者と同居・別居の 条件を満たしていること
加入手続き	退職日の翌日から20日以内に、 「任意継続被保険者 資格取得申請書」を健保組合へ提出	住民票登録をしている自治体へご確認ください	②扶養している実態があること
加入期間	最長で2年間、途中脱退も可能  【加入資格がなくなるとき】 ① 任意継続被保険者になって2年満了したとき ② 就職等で他の健康保険に加入したとき ③ 納付期限までに保険料の支払いがなかったとき ④ 後期高齢者医療制度に該当したとき ⑤ 死亡したとき ⑥ 上記以外の理由での申し出による脱退	不該当の事由が発生するまで (就職で他の健康保険に加入するなど)	③年間収入制限あり  ※ご家族の加入している健康保険により、 扶養認定に必要な提出書類等が異なります 詳しくはご家族の加入先にお問い合わせください
保険料	次のいずれか低い方の標準報酬月額×保険料率で計算 ● 本人の退職時の標準報酬月額 ● 任意継続の標準報酬月額の上限 (上限 = 前年度9月30日時点で、当健保組合の被保険者全体の標準報酬月額の平均)  金額は健保組合ホームページの「保険料早見表」を参照ください ※被扶養者であるご家族分の保険料は徴収しません	前年の収入をもとに計算されるため、住民票登録をしている自治体へご確認ください  ※扶養制度がないため、今まで扶養になっていたご家族も 保険料が発生します	
付加給付 (当健保独自)	あり	なし	



キューピー・アヲハタ健保組合  
ホームページ